

水質検査成績書

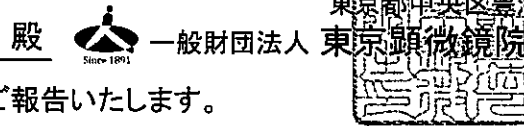
東頭発第 TW-231214-9098 号

2024年01月05日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

檜原村長 吉本昂二



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1						
検査受付年月日	2023年12月14日	採水年月日	2023年12月14日	11時56分			
種別	簡易水道水						
水温/気温	13.2℃ / 25.6℃		残留塩素濃度	0.5mg/L			
検査項目	結果	(単位)	基準値(定域下限値) 検査方法(別表番号)	検査項目	結果	(単位)	基準値(定域下限値) 検査方法(別表番号)
一般細菌	0	(個/mL)	100以下(0) 標準平板培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.003	(mg/L)	0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
大腸菌	検出せず		検出されないこと(一) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.003未満	(mg/L)	0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.003以下(0.003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.03以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	(mg/L)	0.0005以下(0.0005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	0.001未満	(mg/L)	0.09以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	(mg/L)	0.08以下(0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	(mg/L)	1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満	(mg/L)	0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.03	(mg/L)	0.2以下(0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	(mg/L)	0.02以下(0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	(mg/L)	0.3以下(0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L)	0.04以下(0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	(mg/L)	1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満	(mg/L)	0.01以下(0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	(mg/L)	200以下(1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(mg/L)	10以下(0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	(mg/L)	0.05以下(0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	(mg/L)	0.8以下(0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	3.2	(mg/L)	200以下(0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	(mg/L)	1.0以下(0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	(mg/L)	300以下(1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	(mg/L)	0.002以下(0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	74	(mg/L)	500以下(1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.05以下(0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.2以下(0.02) SA-HPLC法(別表第24)
トランス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.04以下(0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジェオスミン	(mg/L)	0.0001以下(0.00001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	(mg/L)	0.02以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール	(mg/L)	0.0001以下(0.00001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	(mg/L)	0.02以下(0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	(mg/L)	0.005以下(0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	(mg/L)	0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5	(mg/L)	3以下(0.3) TOC計測法(別表第30)
塩素酸	0.06未満	(mg/L)	0.6以下(0.06) IC法(別表第13)	pH値	7.8		5.8~8.6(一) 電極自動調整機構による 電極法(別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満	(mg/L)	0.02以下(0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし		異常でないこと(一) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.003	(mg/L)	0.06以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし		異常でないこと(一) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満	(mg/L)	0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満	(度)	5以下(1) 透過光測定法(別表第36)
ジブロモクロロメタン	0.001未満	(mg/L)	0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満	(度)	2以下(0.1) 積分球式光散光度法(別表第41)
臭素酸	0.001未満	(mg/L)	0.01以下(0.001) HPLC-MS法(別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合			
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)						
備考	特記事項なし						
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。						

本成績書を他に掲載するときは当院の承認を受けて下さい。

お問い合わせ先: 042-525-3176

水質検査成績書

東頭発第 TW-231214-9099 号

2024年01月05日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

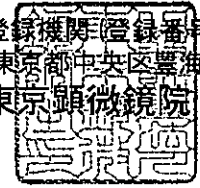
東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 吉本昂二

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所		特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡榎原村847-3				
検査受付年月日		2023年12月14日	採水年月日		2023年12月14日 9時50分	
種別		簡易水道水				
水温/気温		11.7℃ / 4.3℃		残留塩素濃度		0.4mg/L
検査項目	結果	基準値(定量的下限値) 検査方法(別表番号)	検査項目	結果	基準値(定量的下限値) 検査方法(別表番号)	
一般細菌	0	100以下(0) 標準平板培養法(別表第1)	総トリハロメタン	0.008	0.1以下(0.01) HS-GC-MS法(別表第15)	
大腸菌	検出せず	検出されないこと(-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.007	0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	
カドミウム及びその化合物	0.003以下(0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン	0.001未満	0.03以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	
水銀及びその化合物	0.0005以下(0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	プロモホルム	0.001未満	0.09以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	
セレン及びその化合物	0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08以下(0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)	
鉛及びその化合物	0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	
ヒ素及びその化合物	0.002	0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	0.2以下(0.02) ICP-MS法(別表第6)	
六価クロム化合物	0.02以下(0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.3以下(0.03) ICP-MS法(別表第6)	
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04以下(0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)	
シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.001未満	0.01以下(0.001) IC-P-吸光光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	200以下(1) ICP-MS法(別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下(0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.05以下(0.005) ICP-MS法(別表第6)	
フッ素及びその化合物	0.8以下(0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.3	200以下(0.2) IC法(別表第13)	
ホウ素及びその化合物	1.0以下(0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下(1) 滴定法(別表第22)	
四塩化炭素	0.002以下(0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	50	500以下(1) 重量法(別表第23)	
1,4-ジオキサン	0.05以下(0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.2以下(0.02) SA-HPLC法(別表第24)	
シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04以下(0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジェオスミン	0.0001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)	
ジクロロメタン	0.02以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.0001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)	
テトラクロロエチレン	0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.02以下(0.002) SA-HPLC法(別表第26の2)	
トリクロロエチレン	0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.005以下(0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)	
ベンゼン	0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5	3以下(0.3) TOC計測定法(別表第30)	
塩素酸	0.06未満	0.6以下(0.06) IC法(別表第13)	pH値	7.8	5.8~8.6(-) 検体自動測定装置による pH測定法(別表第31)	
クロロ酢酸	0.002未満	0.02以下(0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと(-) 官能法(別表第33)	
クロロホルム	0.008	0.06以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと(-) 官能法(別表第34)	
ジクロロ酢酸	0.004	0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満	5以下(1) 透過光測定法(別表第36)	
ジブロモクロロメタン	0.001未満	0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満	2以下(0.1) 積分球式光散光度法(別表第41)	
臭素酸	0.001未満	0.01以下(0.001) HPLC-MS法(別表第18の2)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合		
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)					
備考	特記事項なし					
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。					